

## 第48回全国育樹祭記念行事募集要領

### 1 目的

継続して森林を守り育てることの大切さを普及啓発することを目的に、令和7年秋季に開催する「第48回全国育樹祭(以下「育樹祭」という。)」を、県民に広く周知し、開催の気運を高めるため、県内において開催される行事を「第48回全国育樹祭記念行事(以下「記念行事」という。)」として募集します。

### 2 募集する行事

- (1) 開催期間 令和6年2月1日から育樹祭開催年度末(令和7年度末)まで
- (2) 実施場所 宮城県内
- (3) 主催者 県、県教育委員会、市町村、市町村教育委員会、学校  
森林・林業・緑化関係団体、NPO、企業等
- (4) 要件 3の承認基準により、第48回全国育樹祭宮城県実行委員会(以下「実行委員会」という。)から承認を受けたもの。

### 3 承認基準

記念行事は、次の各号のすべてに該当する行事とします。

- (1) 育樹祭の開催方針に賛同して開催される行事であること。
- (2) 一般に公開される行事であること。
- (3) 営利を主たる目的としない行事であること。
- (4) 内容が次のいずれかに該当する行事であること。
  - ア 森林における体験などの活動に関連するもの
  - イ 緑化の推進に関連するもの
  - ウ 森林の役割や、環境問題などの啓発に関連するもの
  - エ 木材やきのこなど、森林の産物の普及に関連するもの
  - オ その他育樹祭に関連性を有すると認められるもの
- (5) 次のいずれにも該当しない行事であること。
  - ア 育樹祭の品位を傷つけ、又は理解の妨げとなるもの
  - イ 育樹祭シンボルマーク等を正しい使用方法に従って使用しないもの
  - ウ 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
  - エ 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするもの
  - オ 暴力団等の反社会的団体を利するおそれがあるもの
  - カ その他、記念行事として適当でないと認められるもの

### 4 申請手続

- (1) 主催者は、当該行事を開催する概ね20日前までに「第48回全国育樹祭記念行事承認申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)」に必要資料を添付し、第48回全国育樹祭宮城県実行委員会事務局(以下「事務局」という。)に提出してください。
- (2) 第48回全国育樹祭宮城県実行委員会会長(以下「会長」という。)は、申請書の内容が3の承認基準に規定する行事であると認めるときは、記念行事として承認し、「第48回全国育樹祭記念行事承認通知書(第2号様式)(以下「承認通知書」という。)を主催者に送付します。
- (3) 主催者は、行事の内容に変更(中止を含む)が生じた場合は、申請書に変更内容を明示して速やかに事務局宛て報告してください。

- (4) 承認を受けた記念行事は、育樹祭ホームページ等に行事の情報や開催状況の写真等を掲載することを承諾したものとみなしますので、参加者に周知するなど適切な手続きを行ってください。

## 5 記念行事の特典内容

- (1) 実行委員会は、記念行事の承認を受けた主催者に対し、下記の特典を付与します。
- ア 「第48回全国育樹祭記念行事」の呼称使用
  - イ 育樹祭シンボルマーク及びロゴマークの使用
    - ※ 使用に当たっては、別に定める「第48回全国育樹祭シンボルマーク及びロゴ取扱要領」に基づき使用すること。
  - ウ 育樹祭ホームページ等での記念行事の紹介
  - エ 記念行事で配布する育樹祭チラシやノベルティの提供
  - オ 記念行事で掲出するための育樹祭のぼり旗や広報パネルの貸出
  - カ 育樹祭終了後に発刊する大会記念誌等への掲載
  - キ 記念行事における実行委員会の後援名義の使用
- (2) 上記エ、オについては、数に限りがあるため、提供、貸出できない場合があります。また、貸与された物品等については、記念行事終了後速やかに事務局へ返却してください。
- なお、汚損等がある場合には、クリーニング後の返却を求める場合があります。

## 6 承認等の取り消し

承認後に3の(5)に示す承認基準に違反する事項があると認められた場合は、承認等を取り消します。この場合、育樹祭シンボルマーク等を掲載したポスター、チラシ等の掲示、配布等の中止を求めることがあります。

また、承認の取消しにより発生した損害は、全て主催者の負担とします。

## 7 実績報告

主催者は、記念行事終了後14日間以内に「第48回全国育樹祭記念行事実績報告書(第3号様式)」を事務局に提出してください。

## 8 その他

- (1) 記念行事の企画・運営に必要な経費は、主催者の負担となります。
- (2) 記念行事の実施に必要な許認可等は、主催者にて手続きを行ってください。
- (3) 事務局では、記念行事の準備及び実施に係る事故等の責任は負いません。
- (4) 申請書、実績報告書、添付書類など電子データでの提出が可能な場合は、電子メールでの申請等を受け付けます。
- (5) 前項に定める電子メールでの申請等のほか、4に定める申請手続及び7に定める実績報告については、みやぎ電子申請サービスからの申請も受け付けます。

【申請手続】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1710381774575>

【実績報告】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1710395429812>

## 9 お問い合わせ先

第48回全国育樹祭宮城県実行委員会事務局(宮城県水産林政部全国育樹祭推進室)

〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目6番16号 宮城県本町分庁舎（漁信基ビル）5階  
TEL：022-724-7290 FAX：022-724-7374 E-Mail：[ikuju@pref.miyagi.lg.jp](mailto:ikuju@pref.miyagi.lg.jp)

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。